［略］	［略］	［略］
第百十四条の三の四第一項第五号	［略］	［略］
第百十四条の三の四第二項各号列記以外の部分	同項第四号	存続組合が第四項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでなく、また、前項第四号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の三の五第一号	［略］	［略］
第百十四条の三の六第二項	生年月日	生年月日又は個人番号
第百十四条の三の六第三項	ならない	ならない。ただし、存続組合が同条第四項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三の四第一項第五号	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三の五第一号	［同上］	［同上］
［項を加える。］		

	［略］	［略］
利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	［略］	［略］
第百十四条の三の七第一項第三号	［略］	［略］
第百十四条の三の七第三項各号列記以外の部分	ならない	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	［略］
第百十四条の六第一項第三号	［略］	［略］

	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
第百十四条の三の七第一項第三号	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の六第一項第三号	［同上］	［同上］